

和東町空家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和東町内における空家の有効活用を通じて、町内への移住定住促進による地域の活性化を図るため、「和東町空家バンク」を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 居住を目的として建築され、現に居住していない又は近く居住しなくなると見込まれる建物及びその敷地で町内に存するものをいう。ただし、賃貸用に建築された集合住宅、法人が所有する分譲を目的とした建物等を除く。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により当該空家の売買又は賃貸借を行うことができる者をいう。
- (3) 空家バンク 空家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより、当該空家に関する情報を登録した情報を町のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、町内への移住を目的として空家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家の取引を妨げるものではない。

(空家の登録申込み等)

第4条 空家バンクに空家に関する情報の登録をしようとする所有者等は、「和東町空家バンク」登録申込書(別記第1号様式)及び「和東町空家バンク」物件情報カード(別記第2号様式。以下「物件情報カード」という。)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは、「和東町空家バンク」登録台帳(別記第3号様式)に登録するものとする。
- 3 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、「和東町空家バンク」登録書(別記第4号様式)により当該登録の申込みを行った所有者等に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空家で、空家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空家バンクの登録を勧めることができる。

(空家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による「和東町空家バンク」登録書の通知を受けた所有者等(以下「空家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、「和東町空家バンク」登録変更書(別記第5号様式)及び登録事項の変更内容を記載した物件情報カードを添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

(空家バンク登録の抹消)

第6条 町長は、空家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、「和東町空家バンク」登録台帳の登録を抹消するとともに、「和東町空家バンク」登録抹消通知書(別記第6号様式)により当該空家登録者に通知するものとする。

- (1) 登録物件の売買、賃貸借等の契約が成立した場合等に、空家登録者から「和東町空家バンク」登録抹消申出書(別記第7号様式)の提出があったとき。

- (2) 登録の日から2年が経過したとき。ただし、第4条第1項の規定による登録申込みを行うことにより、再登録した場合は、この限りでない。
- (3) 登録した空家の情報の内容に錯誤があったとき。
- (4) その他町長が適当でないとき。

(空家の情報の公開)

第7条 町長は、物件情報カードの記載内容から、空家の所在、種別、面積、床面積、構造、賃料、価格等において適当であると認める部分及び外観写真、間取り略図等の有用な情報を町のホームページへの掲載又はその他の方法により公開するものとする。

(暴力団等の排除)

第8条 和東町暴力団排除条例(平成23年条例第12号)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)は、空家バンクを利用することができない。

- 2 前項の規定は、空家登録者又は利用登録者と生計を一にする同居の親族についても適用する。
- 3 町長は、空家登録者又は利用登録者及びこれらの者と生計を一にする同居の親族が登録期間中に暴力団員等になったことを覚知したときは、これらの者に係る登録情報を直ちに削除しなければならない。

(空家登録者と利用登録者の交渉等)

第9条 町長は、空家登録者と利用登録者との空家に関する売買、賃貸借等の交渉又は契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 空家バンクの運用に関して知り得た個人情報の取扱いについては、和東町個人情報保護条例(平成18年条例第14号)に定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月9日から施行する。